

# 尼崎市配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画

平成24年度～平成28年度

尼 崎 市



## はじめに



配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。

本市においても、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の制定後、DV被害が徐々に顕在化し、相談件数が増加する傾向にあります。

そのため、市民に身近な行政主体として、DVを容認しない社会を目指し、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援に取り組むため、本計画を策定しました。今後5年間においては、配偶者暴力相談支援センター機能の整備や様々な手続の一元化が図れるような相談体制の充実、DV防止についての啓発強化などを重点的に進めて参ります。

人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、取り組んで参りますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました尼崎市DV防止ネットワーク会議及び尼崎市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、計画案にご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。

平成24年4月

尼崎市長 稲村 和美

## 目 次

1	計画策定にあたって	1
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画の位置づけ	1
	(3) 計画期間	1
	(4) 計画の推進	1
	(5) DVの定義等	2
2	DVに関する現状	4
	(1) DVの被害経験等(市民意識調査結果)	4
	(2) 相談等の状況	7
	(3) 主要課題	10
3	施策体系	11
4	基本目標	12
5	施策の展開	13
	基本目標1 相談体制の充実	13
	基本目標2 被害者の安全確保	16
	基本目標3 自立・生活再建の支援	18
	基本目標4 暴力の未然防止	21
	基本目標5 推進体制の充実	23
	資料編	25
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	27
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(概要)	34
	尼崎市DV防止ネットワーク会議設置要綱	38
	尼崎市男女共同参画審議会規則	40
	計画の策定経緯	41

---

# 1 計画策定にあたって

---

## (1) 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。DVの被害者の多くは女性であり、DVは男女共同参画社会実現の阻害要因の一つである。

平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)が制定され、平成16年の改正を経て、平成19年7月に改正(平成20年1月施行)された改正法は、「配偶者暴力相談支援センター<sup>1</sup>の機能を果たす」こと及び「基本計画の策定」を市町村の努力義務とした。

尼崎市は、平成14年7月に尼崎市男女共同参画推進本部において、DVへの対応と解決の基本的方向を示した「DV対策」を取りまとめ、対策を進めてきた。しかし、DVに関する相談件数が増加傾向にある中で、緊急性の高い事案等にも適切に対応し、被害者支援の一連の対応における関係各課・関係機関の役割を明確にするとともに、連携体制を強化していくことが必要となっている。

そのため、本計画は、DVを容認しない社会の実現のため、DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を行うため、DV対策に係る施策を総合的・体系的にまとめ、関係各課・関係機関が連携して、積極的にDV対策を推進するために策定する。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条第3項に基づく本市の基本計画である。

さらに、「第2次尼崎市男女共同参画計画」(平成24年4月策定)で掲げる基本目標「男女の人権の尊重と暴力の根絶」の実現を目指すための計画としても位置づける。

## (3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とする。

ただし、計画期間内であっても、計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、計画を見直すこととする。

## (4) 計画の推進

本計画の進捗状況について、毎年度調査し、調査結果を「尼崎市男女共同参画審議会」において報告するとともに意見聴取を行う。計画の推進にあたっては、「DV防止ネットワーク会議」及び市長を本部長とする「男女共同参画推進本部」において、連携・調整を行う。

---

<sup>1</sup> 配偶者暴力相談支援センター：DV防止法において、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされており、市町村でも、適切な施設において、その機能を果たすよう努めるものとされている。配偶者暴力相談支援センターで行う業務は、相談又は相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助、保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助、被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助である。(からのうち、実施されている事業は施設によって異なる。)

## (5) DVの定義等

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。

その背景には、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないといった社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられない、構造的問題が存在している。

そして、DVは、「パワーとコントロール(力と支配)」の関係であると言われている。優位な立場の人が、自分の力(権力)を利用し、弱い立場の人を支配することであり、その力には肉体的な力だけではなく、社会的な立場や経済力、性差に基づく不平等な取り扱いなど、あらゆる力が含まれる。

また、DVにはサイクルがあるとも言われており、加害者が常に被害者に対して暴力を振っているわけではない場合、そのことが被害者や周囲の受け止め方を複雑にしている。サイクルには、緊張が高まり暴力となって爆発する「暴力爆発期」、暴力を振った後は後悔し、しばらくの間平穏になる「ハネムーン期」、暴力のエネルギーが高まる「緊張形成期」という3つがあると言われている。

DVには、身体的暴力に限らず、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力といった以下のような様々な暴力が含まれる。

### 身体的暴力

殴る、蹴る、引きずりまわす、突き飛ばす、首をしめるなど  
(直接何らかの有形力を行使し、被害者に強い恐怖感をいだかせる行為)

### 精神的暴力

無視する、大切にしているものを壊す、大声でどなる、おどす、ののしるなど  
(言動等により被害者の自尊心を傷つけ、無力な存在であることを信じさせ、被害者を支配しようとする行為)

### 性的暴力

無理やりポルノなどを見せる、避妊に協力しない、性的な行為を強要するなど  
(被害者の性と生殖に対する侵害、無関心、責任を放棄する行為)

### 経済的暴力

生活費を渡さない、「誰のお陰で生活ができているのか」と言う、お金を取り上げる、貯金を勝手におろす、仕事をさせないなど  
(被害者の経済的自由を奪う行為)

### 社会的暴力

交友関係などを細かく監視する、実家との付き合いを制限する、外出させないなど  
(社会に参加しようとする被害者に対して、社会との関係を断絶させようとする行為)

なお、「児童虐待の防止等に関する法律」では、家庭でのDV(身体的暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動)は児童虐待にあたりと定められている。

#### 「配偶者等からの暴力」の定義について

DV防止法では、「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としており、また、配偶者には元配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むとされている。

本計画で掲げるDV防止法の根拠を必要としない施策に関しては、「配偶者等からの暴力」を対象とし、DV防止法で定義される「配偶者」だけでなく、恋人など親しい関係にある（又はあった）パートナーも含んでいる。さらに、暴力の範囲については、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含めてとらえている。

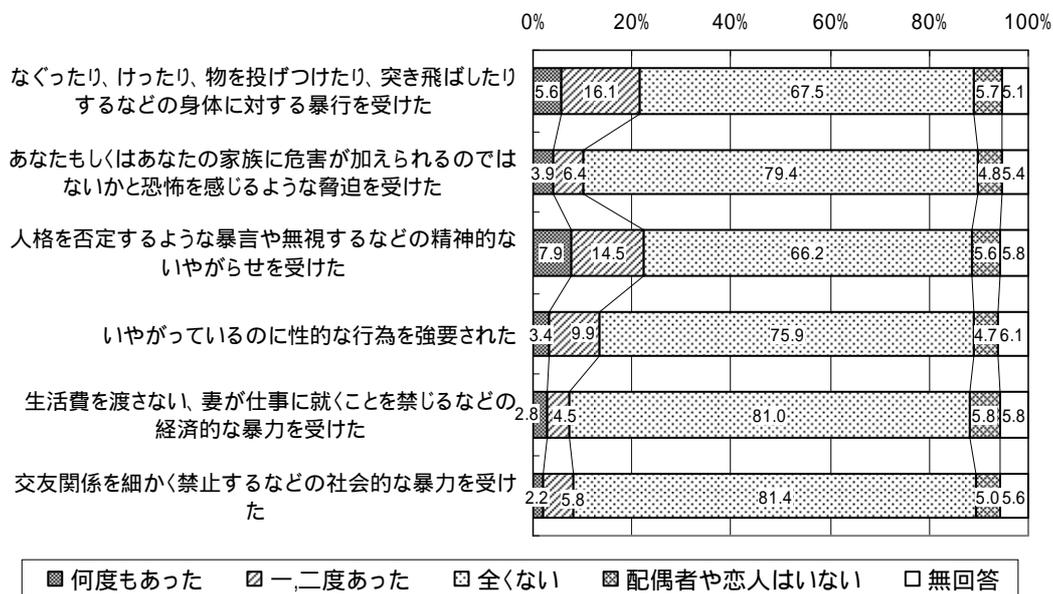
## 2 DVに関する現状

### (1) DVの被害経験等(市民意識調査結果)

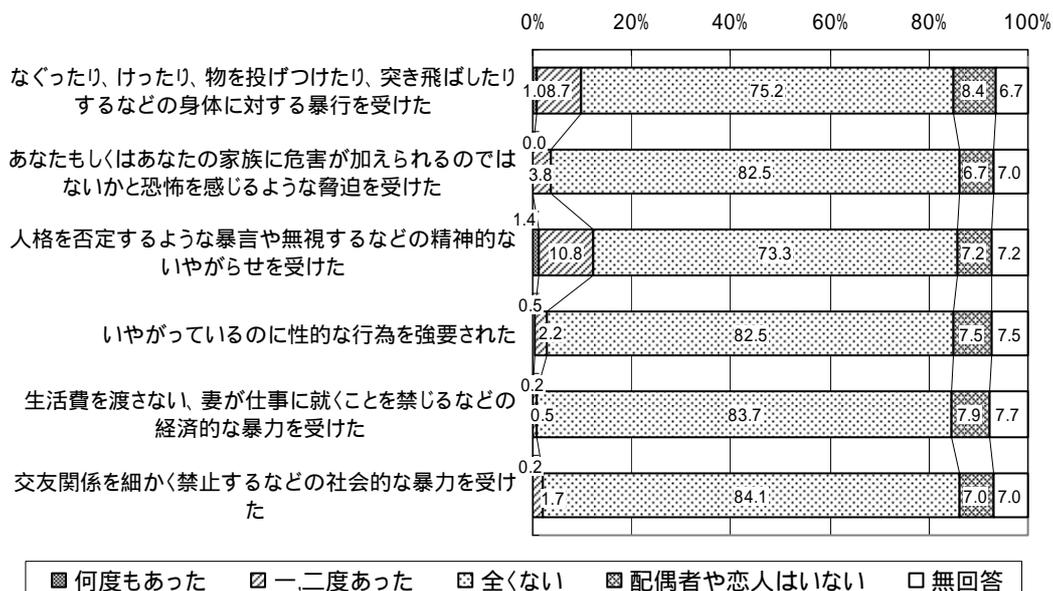
尼崎市民のDV被害経験について、「男女共同参画社会をめざした市民意識調査」(平成23年)によると、配偶者や恋人などから、身体に対する暴行、脅迫、暴言や無視、性的行為の強要、経済的な暴力、社会的な暴力の何らかの暴力が「何度もあった」又は「一、二度あった」人は、女性で36.5%、男性で18.0%である。身体に対する暴行が「何度もあった」人は女性で5.6%、男性で1.0%である。

図1 DVの被害経験

女性(N=684)

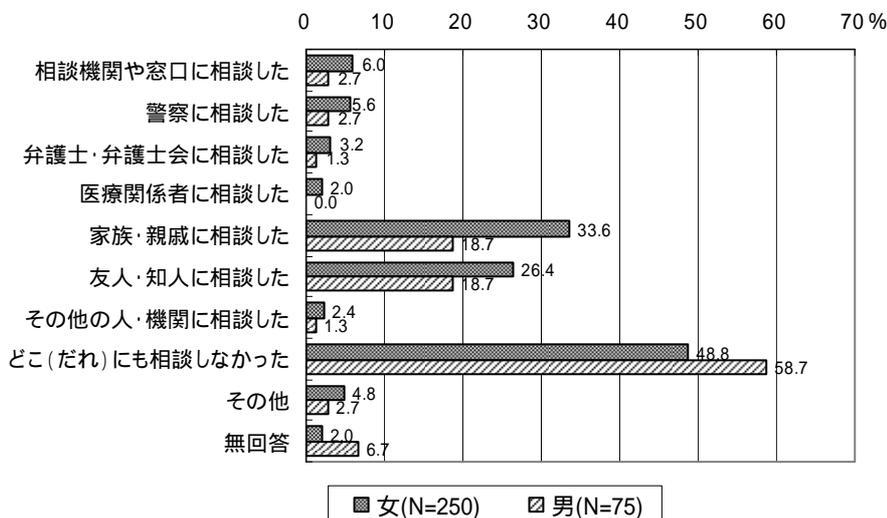


男性(N=416)



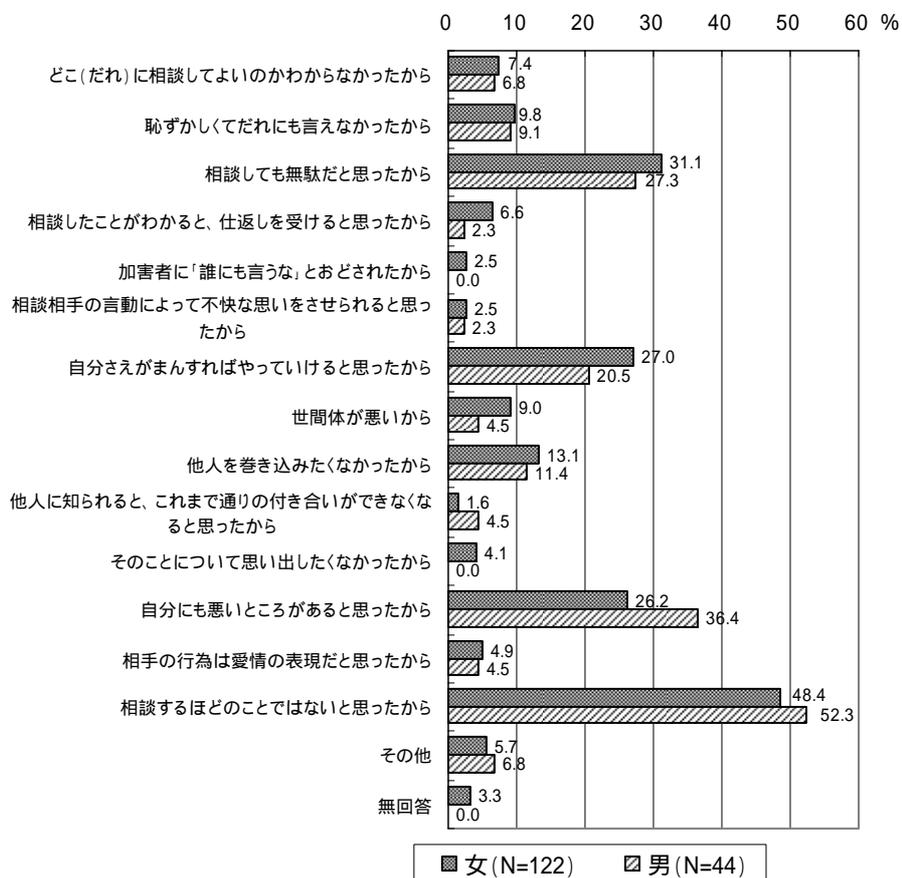
何らかの暴力があった人の被害後の対応については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が女性で48.8%、男性で58.7%、「家族・親戚に相談した」が女性で33.6%、男性で18.7%、「友人・知人に相談した」が女性で26.4%、男性で18.7%である。

図2 DVの被害後の対応



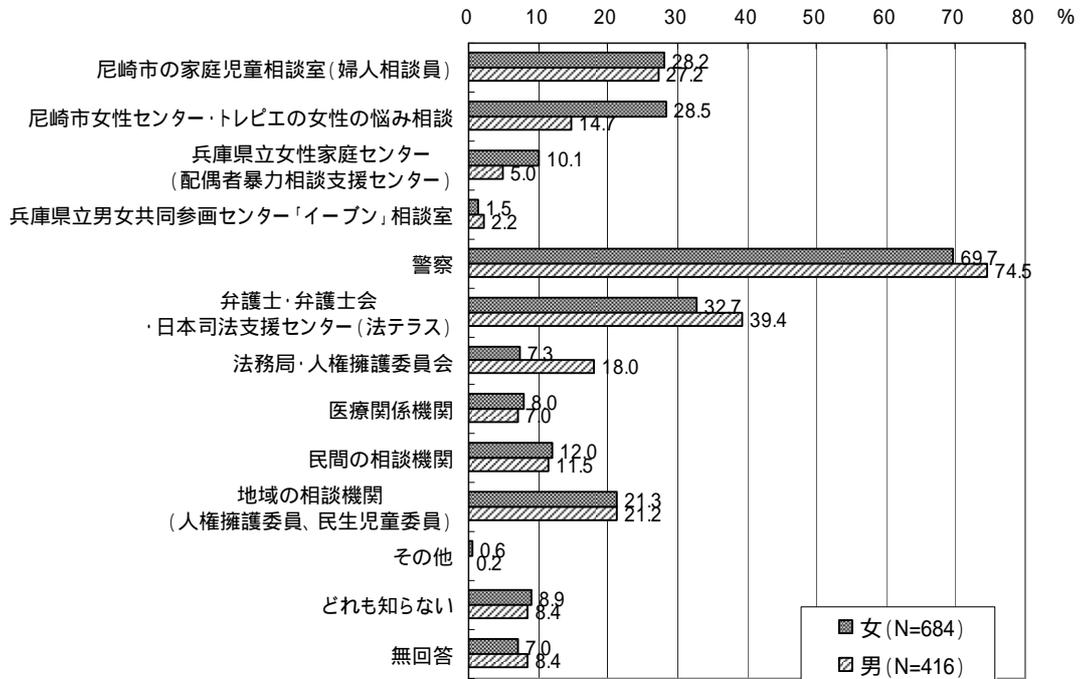
DVの被害後に相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」、「相談しても無駄だと思ったから」、「自分にも悪いところがあると思ったから」、「自分さえがまんすればやっていけるといったから」などが多い。

図3 相談しなかった理由



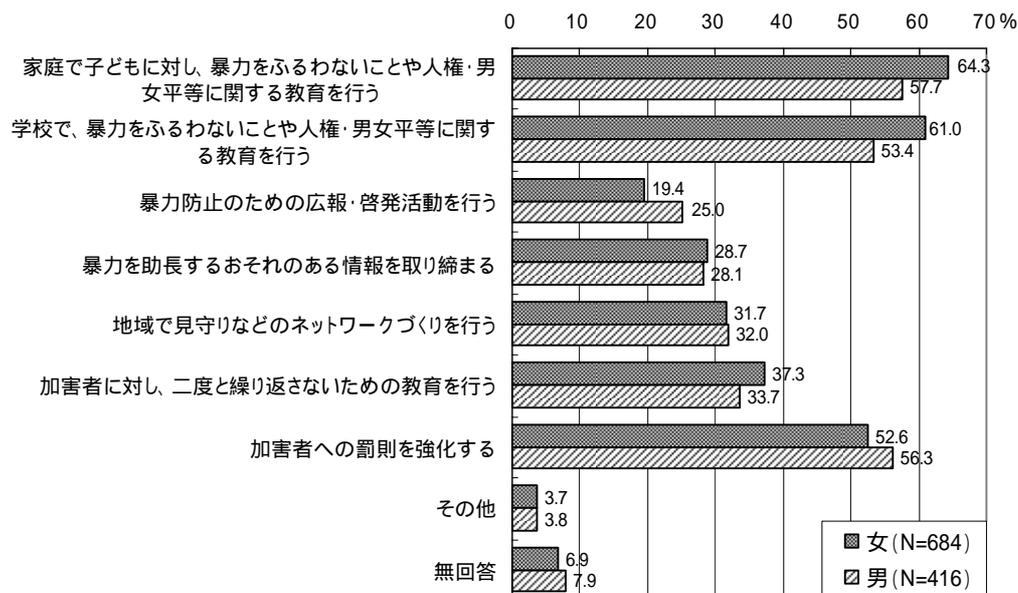
また、市民全体のDVに関する相談機関の認知については、男女ともに「警察」が最も多く約7割、次いで「弁護士・弁護士会・日本司法支援センター（法テラス）」である。市のDVの相談窓口である「尼崎市の家庭児童相談室（婦人相談員<sup>2</sup>）」、「尼崎市女性センター・トレビエの女性の悩み相談」は女性で約3割にとどまっている。

図4 DVに関する相談機関の認知



DV防止のために必要だと思うことについては、家庭及び学校での暴力をふるわないことや人権・男女平等に関する教育、加害者への罰則強化などの回答が多い。

図5 DV防止のために必要だと思うこと



<sup>2</sup> 婦人相談員：売春防止法第34条に基づき、都道府県知事又は市長の委嘱を受け、保護を要する女子の発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行う。DV防止法により、DV被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる位置づけられた。

## (2) 相談等の状況

尼崎市の婦人相談（福祉事務所）及び女性の悩み相談（女性センター）におけるDVに関する相談件数は平成17年度以降500件以上であり、全体として増加傾向にある。平成22年度には670件となっている。

尼崎市では、婦人相談（福祉事務所）から兵庫県立女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター・婦人相談所）に一時保護<sup>3</sup>を依頼し（平成22年度30件）、被害者の当面の安全確保を図っている。

表1 DV相談件数の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
婦人相談 （福祉事務所）	165	246	245	291	347	407	320	294	410
女性の悩み相談 （女性センター）	184	233	186	217	159	163	266	275	260
計	349	479	431	508	506	570	586	569	670

表2 婦人相談（福祉事務所）の相談別件数

	力（DV） 男性からの暴 問題（借金含む）	生活困窮（住居 問題）	就職	精神・疾病	妊娠・出産	男女問題	帰来先なし	親等その他の 者からの暴力	離婚	子供の問題	家庭不和	その他	合計
20年度	320	142	19	120	7	15	23	31	51	62	33	78	901
21年度	294	206	38	175	10	11	30	57	91	69	33	92	1,106
22年度	410	193	39	97	15	13	33	62	78	46	19	44	1,049

表3 婦人相談（福祉事務所）のDV相談対応状況

	就職	福祉事務所 での生活相 談	県女性家庭 センターへ 移送保護	他の関係機 関・施設へ移 送保護	助言指導	合計
20年度	0	3	21	5	291	320
21年度	0	5	25	9	255	294
22年度	0	1	30	19	360	410

表4 女性の悩み相談（女性センター・トレピエ）の相談別件数

	生き 方	夫婦 関係	家族 関係	対人 関係	から だ	ここ ろ	労働	その 他	法律	合計	うち DV
20年度	93	578	329	244	42	160	101	170	87	1,804	266
21年度	124	569	378	259	53	100	48	113	99	1,743	275
22年度	111	535	411	253	46	129	42	136	90	1,753	260

<sup>3</sup> 一時保護：都道府県が運営する婦人相談所に、緊急に保護が必要な被害者を一時的に保護すること。また、婦人相談所から厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に委託することもできる。

兵庫県内の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVに関する相談件数は、DV防止法が施行された平成14年度は850件であったが、平成22年度には3,715件と約4倍に増加している。

警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数は、兵庫県で平成14年に624件であったが、平成22年に1,885件と約3倍に増加している。

緊急的に一時保護施設に入所した被害者は、兵庫県においては減少傾向にある。

DV防止法に基づく保護命令<sup>4</sup>の新規受付は、神戸地方裁判所管内で平成14年に70件であったが、平成22年に142件と約2倍に増加している。

表5 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全国	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,087	68,196	72,792	77,334
兵庫県	850	1,050	805	1,138	1,561	2,117	2,990	3,438	3,715

兵庫県の件数に、平成18年度以降は神戸市配偶者暴力相談支援センター分、平成22年度は伊丹市配偶者暴力相談支援センター分を含む。

表6 警察が対応した配偶者からの暴力相談等の件数の推移

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
全国	14,140	12,568	14,410	16,888	18,236	20,992	25,210	28,158	33,852
兵庫県	624	429	662	835	1,195	1,642	1,797	1,867	1,885

統計期間は各年とも1月から12月。

表7 夫等の暴力を入所理由とする婦人相談所の一時保護の状況

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
全国	3,974	4,296	4,535	4,438	4,565	4,549	4,666	4,681	
兵庫県	246	260	233	207	207	188	176	177	184

一時保護委託件数も含む

表8 保護命令新規受付の状況

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
全国	1,426	1,825	2,179	2,695	2,759	2,779	3,147	3,100	3,095
神戸地方 裁判所管内	70	85	120	166	194	146	168	155	142
(うち尼崎支部)	14	16	19	22	38	30	37	27	35

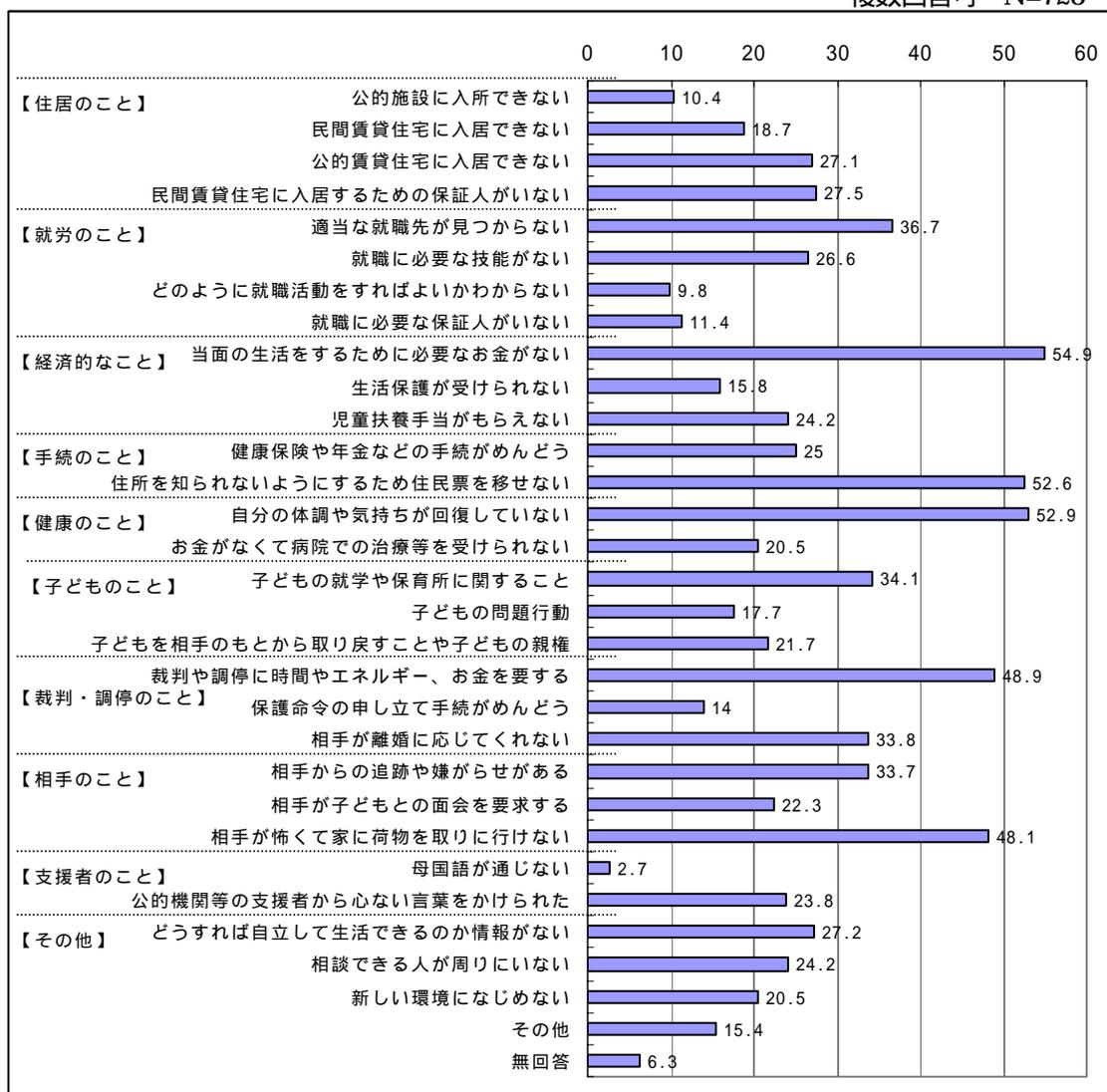
統計期間は各年とも1月から12月。

<sup>4</sup> 保護命令：配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者の申立により、配偶者に対して発する命令。被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の子又は親族等への接近禁止命令、退去命令がある。

内閣府がDV被害者を対象に行った調査によると、被害者が加害者と離れて生活を始めるにあたっての困難について、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)、「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)などが挙げられている。

図4 被害者が加害者と離れて生活を始めるにあたっての困難

複数回答可 N=728



「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」(平成19年 内閣府)

### (3) 主要課題

#### 配偶者暴力相談支援センター機能の整備

DV防止法において「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす」ことが市町村の努力義務となっているが、尼崎市においては、既に一定程度の機能を有しているものの、DV被害に関する証明書を必要とする手続に不便がある。また、相談件数が増加傾向にある中で、緊急性の高い事案等にも適切に対応していくために、現在の相談体制を強化する必要がある。

#### 様々な手続の一元化

被害者が市役所内で様々な手続をする場合、各窓口で状況説明をする必要があり、被害者の心理的負担が大きい。そのため、被害者が二次的被害<sup>5</sup>に遭うことのないような、負担の少ない手続方法について工夫する必要がある。

#### 自立までの切れ目のない被害者支援

被害者が加害者から逃れ、新たな場所で自立して生活していくために、住宅の確保と就労は不可欠であるものの、いずれも支援にあたって困難な状況がある。

住宅の確保にあたっては、市域での公的な住宅の活用だけでなく、広域での対応方法や民間住宅の活用方法について検討していく必要がある。それまで就労していなかった被害者の就労には、時間をかけて職業能力を育成する必要がある。また、母子・父子家庭の就労には就労条件などに配慮した支援が必要である。

また、被害者の心理的ダメージの回復には時間がかかるものであり、カウンセリングと自助グループにより心理的回復を図るとともに、自立まで継続して見守り、支援していく必要がある。

#### DV防止についての啓発強化

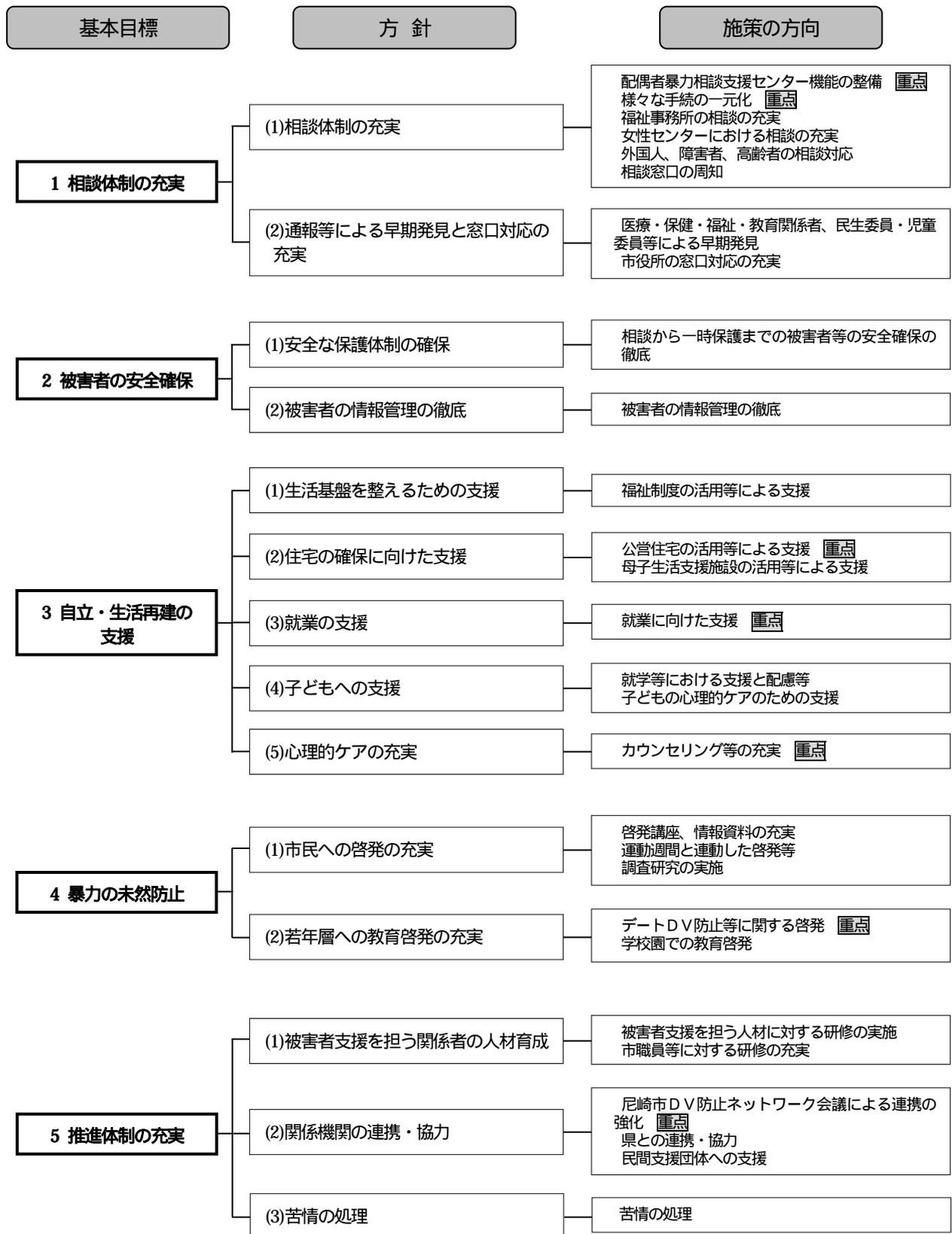
DV防止には、特に若年層に対する啓発が有用であるため、中高生がデートDV<sup>6</sup>について考える機会を提供していく必要がある。

また、市民意識調査結果を見ると、被害に遭っても多数が相談していないため、市民への啓発にあたっては、被害者が相談機関に相談できるよう、DVへの理解促進と相談機関の周知を強化する必要がある。

<sup>5</sup> 二次的被害：心身ともに傷ついた被害者が、相談支援の際にDVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない、支援者の不適切な言動で更に傷つくこと。

<sup>6</sup> デートDV：婚姻関係はないが、親密な関係にある恋人間で起こるDVのこと。

### 3 施策体系



## 4 基本目標

### 基本目標1 相談体制の充実

DVは、家庭内において行われるために潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートして被害が深刻化しやすいため、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者などの協力のもとで、早期発見に取り組む。

同時に、被害者が安心して相談できる環境の確保のため、相談体制を強化した上で、「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備を図る。

### 基本目標2 被害者の安全確保

被害者の生命、身体の安全を確保するため、緊急性が高い被害者からの相談に対しては、加害者からの追求に備え、県の一時保護施設への同行などの対応を行う。また、緊急性や被害者の状況に応じて、民間シェルター<sup>7</sup>の活用等、適切な対応も行う。

加害者から逃れた被害者の情報については、市から加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底する。

### 基本目標3 自立・生活再建の支援

被害者の自立・生活再建に向けて、住宅の確保と就労をはじめとして、経済面、心理面など、被害者が抱える困難に対応した支援を行う。被害者が自立・生活再建するまでには時間を要する場合でも、関係機関が連携しながら、切れ目のない支援に取り組む。

さらに、被害者の同伴の子どもに対しても、就学等の支援や心理的ケアに取り組む。

### 基本目標4 暴力の未然防止

DVを許さないという意識を社会全体で共有するとともに、市民がDVについての理解を深めるため、啓発・情報提供活動を推進する。特に、将来にわたってのDVを防ぐために、若年層に対する啓発を強化していく。

また、被害者が問題を抱え込まず、相談機関に相談できるよう、被害者本人と周囲の人に届く啓発・情報提供にも取り組む。

### 基本目標5 推進体制の充実

被害者の発見から保護、自立までの切れ目のない支援を行うため、関係各課・関係機関が定期的に情報交換を行い、具体的な事案にあたって連携して対応する。また、被害者支援を担う関係者がDVを深く理解して対応していくための研修の機会を充実させる。

<sup>7</sup> 民間シェルター：民間団体によって運営される、被害者が緊急一時的に避難できる施設。相談への対応や、被害者の自立へ向けたサポートなどの援助も行っている。

## 5 施策の展開

### 基本目標 1 相談体制の充実

#### 方針 1 相談体制の充実

##### 現状と課題

尼崎市では、主に婦人相談（福祉事務所）及び女性の悩み相談（女性センター）において、DV被害者からの相談に対応している。

婦人相談（福祉事務所）では、被害者のニーズ、問題点等を整理するとともに、緊急性が高い被害者の一時保護を含めた対応、各種福祉制度にかかる支援、保護命令や離婚調停など法的手続の支援、就労支援を行っている。

女性の悩み相談（女性センター）では、フェミニストカウンセラー<sup>8</sup>が女性の被害者に寄り添い、心理的問題の解決に向けたサポートを行い、法的な問題に関しては女性の弁護士が相談を受けている。

その他、母子自立支援員（こども家庭支援課）や生活保護の窓口などにおいても、婦人相談員等と連携しながら相談に対応しており、また、市民サービス室市民担当などの各種手続の窓口でも相談対応をしている。

DVの相談件数は増加傾向にあり、平成22年度には670件（婦人相談410件、女性の悩み相談260件）となっているが、一方では、DVの被害に遭っても相談していない場合は多く、相談機関を知らない場合もあると思われるため、市民への相談窓口の周知徹底をする必要がある。

DV防止法において「配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす」ことが市町村の努力義務となっているが、尼崎市においては、既に一定程度の機能を有しているものの、DV被害に関する証明書を必要とする手続に不便がある。また、被害者が市役所内で様々な手続をする場合、各窓口で状況説明をする必要があり、被害者の心理的負担が大きい。そのため、負担の少ない市役所内の支援手続方法を工夫することで、被害者が二次的被害に遭うことのないようにする必要がある。

また、外国人、障害者、高齢者の被害者についても、各相談窓口において関係課・関係機関と連携して対応しており、個々のケースに応じた支援が重要である。

##### 今後の取組み

#### 施策の方向 1 配偶者暴力相談支援センター機能の整備 重点

- ・相談体制の強化を前提とした上で、「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備を図り、支援内容を充実させる。
- ・「配偶者暴力相談支援センター」機能においては、関係機関との連絡調整も含めて、相談から保護、自立までの総合的支援を目指す。

<sup>8</sup> フェミニストカウンセラー：女性が抱える問題の解決や回復を援助する女性のカウンセラー。フェミニストカウンセラーは、女性が抱える問題の背景には、女性を取り巻く社会的問題があるという認識を基盤に、相談者が自分らしい生き方をできるよう援助する。

## 施策の方向2 様々な手続の一元化 重点

- ・DV被害者の二次的被害を防止するため、DV被害者が窓口を巡るのではなく、必要に応じて様々な手続の担当者が支援窓口に出向き、手続を行う体制を確立する。
- ・相談者の相談内容や、ニーズ、家族の状況などの説明を簡略化し、各窓口での活用を図るための相談共通様式を検討する。

## 施策の方向3 福祉事務所の相談の充実

- ・相談件数が増加している現状を受け、また今後、件数が増加する可能性に対応できるよう、相談体制の強化を図る。
- ・相談に対して、男女問わず被害者の個々の状況を正確に理解し、適切な助言・施策を実施するとともに、二次的被害が生じることのないよう留意する。
- ・引き続き研修を積極的に受講するなど、婦人相談員の資質向上を図る。

## 施策の方向4 女性センターにおける相談の充実

- ・相談に対して、引き続き女性の被害者の心理的問題の解決をサポートするとともに、関係機関と連携を緊密にして、二次的被害が生じることのないよう留意する。
- ・電話相談、面接相談、法律相談において相談ニーズに対応できるよう、相談日時の拡充を図る。

## 施策の方向5 外国人、障害者、高齢者の相談対応

- ・外国語通訳を必要とする相談については、国際交流担当、県、民間支援団体等と連携して対応する。
- ・障害者や高齢者からの相談に対しては、緊急度、必要な支援や要介護度を踏まえて、関係課、県と連携して対応する。

## 施策の方向6 相談窓口の周知

- ・リーフレットやカードを活用し、公共機関だけでなく、民間にも協力を依頼しながら配付先を工夫し、周知を図る。また、広報誌やホームページの活用も積極的に行う。
- ・多くの女性に情報を提供できる機会や各窓口などで、機会を捉えて市民への情報提供を行う。

## 方針2 通報等による早期発見と窓口対応の充実

### 現状と課題

DVは、外部からの発見が困難である上、被害者が様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられる。DV防止法では、DVを発見した場合の一般からの通報の努力義務とともに、医師その他の医療関係者等から通報することができる旨が定められている。福祉・教育関係者等も含めて、被害者を発見しやすい立場にある者には、DV防止法の規定や趣旨、相談機関の情報等について、周知を図る必要がある。

また、住民基本台帳の閲覧制限や学校の区域外就学手続をはじめ、様々な手続のため

に、市役所の様々な窓口に来所する被害者もあるため、適切に対応する必要がある。

#### 今後の取組み

施策の方向1 医療・保健・福祉・教育関係者、民生委員・児童委員等による早期発見

- ・医師会等を通じて、また、医療関係者が出席する会議体を活用して、被害者の早期発見についての市内各医療機関に対する情報提供に努める。
- ・保健・福祉・教育関係者、民生委員・児童委員等については、DV防止ネットワーク会議（実務者会議）による情報提供、研修機会の提供などを通じて、早期発見に取り組む。

施策の方向2 市役所の窓口対応の充実

- ・市役所の窓口において二次被害が生じないよう、また、相談ニーズに適切に応じて関係課・関係機関と連携できるよう、「窓口対応マニュアル」を作成し、活用する。

## 基本目標 2 被害者の安全確保

### 方針 1 安全な保護体制の確保

#### 現状と課題

緊急性が高い被害者からの相談の場合、警察、婦人相談（福祉事務所）から、県の一時保護施設への入所依頼や同行を行っている。また、DV防止法の保護命令は、被害者の生命又は身体の安全を確保するために有効であり、制度についての情報提供や助言を行っている。

被害者の希望、状況に応じた支援を行うため、外国人、高齢者、障害者や子どもと一緒にいる場合、男性被害者など、多様なニーズに対応できるような体制を確保する必要がある。

#### 今後の取組み

##### 施策の方向 1 相談から一時保護までの被害者等の安全確保の徹底

- ・緊急性の高い被害者の保護にあたっては、引き続き、県の一時保護施設への入所依頼や同行を行う。
- ・より安全に同行できるよう、移送費の確保に努めるとともに、すぐに県への一時保護につなぐことが困難な場合に備えた宿泊施設の利用について検討する。
- ・被害者の多様なニーズに対応できるよう広域的なネットワークづくりを県に働きかける。

### 方針 2 被害者の情報管理の徹底

#### 現状と課題

加害者から逃れて転出・転入手続をした被害者の情報については、行政から加害者に漏洩することのないよう、住民基本台帳の閲覧等の制限を実施するとともに、国民健康保険や市民税などの所管課に情報提供している。そのような制度面に加えて、各部署担当者や教育・保育関係者等が情報管理を徹底する必要がある。

住民基本台帳の閲覧等の制限にあたっては、警察等で発行する証明書により手続きを行っている。そのため、被害者が手続きの相談に来所しても、証明書がなく即時対応が困難な場合もあり、今後、「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備とともに、対応を強化する必要がある。

#### 今後の取組み

##### 施策の方向 1 被害者の情報管理の徹底

- ・住民基本台帳の閲覧等の制限の手続については、引き続き迅速に対応する。
- ・「配偶者暴力相談支援センター」機能の整備がなされた際には、市発行の証明書により即時手続きを行う。

- ・各部署担当者、教育・保育関係者においては、転出先等の情報を適切に管理する。
- ・外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加わる際には、外国人登録と異なり本人以外が住民票等を入手可能なことについて注意喚起する。

## 基本目標 3 自立・生活再建の支援

### 方針 1 生活基盤を整えるための支援

#### 現状と課題

加害者から逃れた被害者の自立・生活再建のため、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、必要な対応を行っている。また、医療保険や年金、司法手続等に関する情報提供と手続の支援も行っている。

また、上記福祉制度のほか、緊急一時保護施設に入所した被害者の女性に対して、市の関係機関と連携し、一時的な支援を行っている。

#### 今後の取組み

##### 施策の方向 1 福祉制度の活用等による支援

- ・被害者の状況に応じて、生活保護、母子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等の制度を活用して支援を行う。
- ・医療保険や年金、司法手続等の情報提供、手続の支援を引き続き行う。司法手続については、女性センターの法律相談、母子専門相談員（弁護士）による面談も活用する。
- ・市の関係機関と連携し、被害者の生活上の支援を行う。

### 方針 2 住宅の確保に向けた支援

#### 現状と課題

被害者が新たな場所で自立し、生活を再建するために、一時的な入所施設の退所後などに自力で住宅を確保するにあたっては、様々な困難がある。

経済的に困難な場合は、母子生活支援施設、生活保護制度を活用する中で住宅を確保している。

市営住宅を活用した支援としては、被害者の入居資格の緩和、申込抽選時の優先枠の設定をしているが、これまで利用実績はない。被害者の居住地を加害者に知られないようにするためには、市外居住、市域内でも生活圏の異なる地域での居住の必要があり、市営住宅が活用し難い場合も多いと考えられる。

そのため、住宅の確保にあたっては、広域での公営住宅の活用や民間住宅の活用について検討していく必要がある。

#### 今後の取組み

##### 施策の方向 1 公営住宅の活用等による支援 重点

- ・市営住宅における被害者の入居資格の緩和、申込抽選時の優先枠の設定を引き続き行うとともに、制度の周知を強化する。
- ・一時保護施設等を退所する被害者が市外に居住するために、県・他市の公営住宅、

民間賃貸住宅の活用が可能となるようなシステムの構築について県へ働きかけ、住宅確保支援の充実に取り組む。

## 施策の方向2 母子生活支援施設の活用等による支援

- ・引き続き母子生活支援施設を活用して、被害者の支援を行う。必要に応じて生活保護を適用して支援を行う。

## 方針3 就業の支援

### 現状と課題

被害者が就労するにあたっては、避難先の秘匿などの困難があるほか、新たに就労する場合には時間をかけて職業能力を育成する必要があり、また、母子・父子家庭の就労の場合は就労条件などに配慮した支援が必要である。

現在、就労支援が必要な生活困窮者の場合は、就労促進相談員が被害者の就労支援のために履歴書作成指導、ハローワークへの同行等を行っている。

また、被害者に子どもがある場合は、母子自立支援員（こども家庭支援課）が個々の状況に応じた面談相談を実施しているほか、母子家庭自立支援給付事業の活用も推進している。

職業能力向上のためには、女性センターなどで実施している講座を有効に活用していく工夫も必要である。また、就労につなげるために、ハローワークとの連携はしてきているが、今後、しごと支援課の尼崎市無料職業紹介窓口との連携も必要である。

被害者の就労により、子どもの保育が必要な場合は、保育所の入所手続について説明し、入所選考を行っている。

### 今後の取組み

#### 施策の方向1 就業に向けた支援 重点

- ・被害者が就労できるまで時間を要する場合でも、生活困窮者であれば就労促進相談員、子どもがある場合は母子自立支援員（こども家庭支援課）が、個々の状況に応じ、きめ細かな就労支援を行う。
- ・母子家庭自立支援給付事業や女性センターで行っている職業能力向上のための講座なども活用して、職業能力向上の支援を行う。
- ・希望や条件に沿った就労に結びつくよう、ハローワーク、しごと支援課尼崎市無料職業紹介窓口と連携して対応する。
- ・被害者の就労にあたり、子どもの保育が必要な場合は、引き続き保育所の入所手続について説明し、入所選考を行う。

## 方針4 子どもへの支援

### 現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」では、家庭でのDV（身体的暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動）は児童虐待にあたると定められている。

被害者支援と同時に同伴の子どもの支援についても重要であることから、こども家庭

センター（児童相談所）や学校と連携しながら対応している。教育委員会においては、教育総合センターの教育相談、スクールカウンセラーによる相談体制も確保している。

また、子どもの就学に関しては、被害者が住民票を異動していない場合でも区域外就学手続を行うとともに、転学先や居住地等の情報管理について配慮をしている。保育所入所に関しても、市外に住民票がある被害者でも市内居住者と同様の取扱いとし、情報管理について配慮をしている。

## 今後の取組み

### 施策の方向 1 就学等における支援と配慮等

- ・住民票を異動していない被害者の就学手続について、引き続き対応する。保育所入所手続についても、市内在住とみなして申請を受け付ける。
- ・子どもの転居先や居住地等の情報管理について、学校、幼稚園、保育所への周知を徹底する。

### 施策の方向 2 子どもの心理的ケアのための支援

- ・こども家庭センター（児童相談所）や教育総合センターの教育相談、スクールカウンセラー、教員等による相談で対応する。

## 方針 5 心理的ケアの充実

### 現状と課題

被害者は、繰り返される暴力の中で PTSD<sup>9</sup>（心的外傷後ストレス障害）等を抱えることもあり、また、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もある。

女性の悩み相談（女性センター）では、フェミニストカウンセラーが被害者に寄り添い、心理的問題の解決に向けたサポートを継続して行っている。さらに、被害者の回復には、被害者同士が、体験や感情を共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することが有効とされることから、グループの育成に取り組んでいる。

### 今後の取組み

#### 施策の方向 1 カウンセリング等の充実 重点

- ・被害者の心理的な回復を図るため、女性センターでの継続したカウンセリングの実施に加えて、当事者同士がお互いに支え合う自助グループの育成・活動支援を行う。
- ・医学的なカウンセリングを必要とする被害者の支援にあたっては、県・医療機関等と連携する。

<sup>9</sup> PTSD：Post-traumatic Stress Disorder の略。大災害や犯罪被害など強烈な体験をした後に起こる、様々なストレス障害。

## 基本目標 4 暴力の未然防止

### 方針 1 市民への啓発の充実

#### 現状と課題

DVという言葉の認知度は高まってきているものの、被害者が周囲の人の言動により二次的被害に遭うことのないよう、また、暴力の未然防止につながるよう、さらに啓発を充実させる必要がある。被害者の約5割が、DVについて相談しておらず、その背景には、「相談するほどのことではない」、「相談しても無駄」、「自分にも悪いところがある」、「自分さえがまんすればやっていける」といった考えがある。そのため、啓発にあたっては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることの周知と、被害者が相談機関に相談できるよう、被害者本人に情報を届ける工夫、周囲のサポートを促す工夫が重要である。また、このような実態について、今後も市民意識調査などにより把握する必要がある。

女性センターでは、講座等でDVをテーマに取り上げているほか、ホームページ、リーフレット等による情報提供を行っている。今後さらに広く周知を徹底するために、「女性に対する暴力をなくす運動」週間における取り組みや人権啓発関連事業においてDVを取り上げるなど、工夫していく必要がある。

さらに、市民だけでなく、企業等に対してもDVについての理解を求めていく必要がある。

また、DV根絶のために、加害者の更生のための施策は、重要な施策の一つではあるが、国においても調査研究の段階であることを踏まえ、対応する必要がある。

#### 今後の取組み

##### 施策の方向 1 啓発講座、情報資料の充実

- ・DVについて理解し、被害者の相談機関への相談等を促すことができるよう、女性センター等において市民への啓発講座を行う。
- ・FMあまがさきラジオ、映画上映、市民のつどい等の人権啓発事業の中で、DVについて取り上げ、広く啓発していく。
- ・ホームページ、リーフレット等による情報提供、図書等の貸出を引き続き行う。
- ・企業等への啓発・情報提供を通じて、DVについての理解と協力を求める。

##### 施策の方向 2 運動週間と連動した啓発等

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間期間（11月12日から11月25日）に、市民に広く啓発ができるよう、工夫していく。

##### 施策の方向 3 調査研究の実施

- ・市民意識調査、事例研究等により、被害の実態や施策の抱える課題等に関する調査研究を行う。
- ・加害者を対象とした講座等については、国や他の自治体の状況を情報収集し、検討していく。

## 方針2 若年層への教育啓発の充実

### 現状と課題

10歳代から20歳代の頃に交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされたことがあった女性は約7人に1人である。(平成20年内閣府調査<女性13.6%、男性4.3%>)

交際相手からのデートDVの防止、そして、将来の配偶者間でのDVの防止のためには、若年層に対し、DVについて考える機会を積極的に提供することが有用であるとされている。

学校園において、男女平等・男女共同参画の意識を形成する人権教育に取り組んでいるほか、中学校では講演会等でデートDVをテーマとして取り上げている学校もあり、今後も機会の充実を図る必要がある。また、相談窓口について、市内全中高生に尼崎市の相談窓口を記載したカードを配布し、周知を図っている。

### 今後の取組み

#### 施策の方向1 デートDV防止等に関する啓発 重点

- ・女性センターから中学校・高等学校に講師を派遣するなど、若年層がデートDVの問題について考える機会を提供する。
- ・引き続き、中学校・高等学校においてデートDV等をテーマとした啓発を広める。

#### 施策の方向2 学校園での教育啓発

- ・全教育活動を通じて、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の形成に引き続き取り組む。

## 基本目標 5 推進体制の充実

### 方針 1 被害者支援を担う関係者の人材育成

#### 現状と課題

被害者の相談・保護等に関わる職務関係者は、被害者に二次的被害を与えることのないよう、DVの特性についての理解を深める必要があるとともに、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等についての知識も必要である。

相談員等被害者の支援に直接携わる職員については、「バーンアウト<sup>10</sup>（燃え尽き）」状態や二次受傷<sup>11</sup>等心身の健康を損なうことのないよう、スーパービジョン<sup>12</sup>の機会を確保する必要がある。

#### 今後の取組み

##### 施策の方向 1 被害者支援を担う人材に対する研修の実施

- ・被害者の相談・保護等に関わる市職員及び支援団体の関係者に対して、DVの特性について理解を深め、適切な対応・支援を行うための研修会を実施する。
- ・支援に直接携わる者に対するスーパービジョンの機会の提供に努める。

##### 施策の方向 2 市職員等に対する研修の充実

- ・市職員、福祉・教育関係者に対する研修でDVを取り上げ、資質向上を図る。

### 方針 2 関係機関の連携・協力

#### 現状と課題

尼崎市では、関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成 15 年に「尼崎市DV防止ネットワーク会議」を設置し、情報交換・連携を推進している。合わせて、「尼崎市DV防止ネットワーク会議（実務者会議）」では、庁内の関係課による調整・連携を推進している。これらの会議体については、担当者同士の関係づくり、さらには、課題の共有と実務の改善ができるよう、会議運営について工夫をしていく必要がある。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においては、県が中心となって広域的な対応を行うことが望ましいとされており、市域を越えた対応が必要な被害者の支援内容が充実できるよう、県に働きかける必要がある。

民間支援団体に対しては、県、市の関係機関による支援があり、連携して対応すると

<sup>10</sup> バーンアウト：仕事などに没頭していた人の心身のエネルギーが尽き果て、意欲をなくす現象。

<sup>11</sup> 二次受傷：支援者が、被害者からの深刻な被害状況等についての話に耳を傾けることで、被害者と同様の心理状態に陥ること。

<sup>12</sup> スーパービジョン：専門的な対人援助を行う場合に、より高度な知識や経験を持つ者によって行われる指導・支援活動のこと。

ともに、市が行うべき支援内容について検討していく必要がある。

## 今後の取組み

### 施策の方向1 尼崎市DV防止ネットワーク会議による連携の強化 **重点**

- ・尼崎市DV防止ネットワーク会議全体会及び実務者会議を定期的に行い、事例検討等を行うことで、関係機関又は庁内関係課において課題に対応していく体制を強化する。

### 施策の方向2 県との連携・協力

- ・公営住宅の活用等、自立支援にあたっての広域的な調整システムの構築を県に働きかけ、被害者の自立支援策の充実に取り組む。
- ・一時保護施策の充実に働きかけ、県立女性家庭センターと連携して、被害者保護等の対応充実に取り組む。

### 施策の方向3 民間支援団体への支援

- ・被害者への支援は、公的機関のみで対応できるものではないため、民間支援団体と連携して対応していくために、民間支援団体への支援、情報共有を進めていく。

## 方針3 苦情の処理

### 現状と課題

DV被害者から苦情の申出がなされた場合、適切かつ迅速に処理し、必要に応じて職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に説明責任を果たす必要がある。

「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」に基づく申出処理制度では、男女共同参画社会づくりに関する施策についての改善等の申出等について、必要に応じて申出処理委員が調査をしたうえで必要な対応を講ずることとしている。DV被害者からの苦情についても、当制度の活用が可能である。

### 今後の取組み

#### 施策の方向1 苦情の処理

- ・男女共同参画申出処理制度を推進していくとともに、制度の周知に努める。
- ・各所管において、苦情の申出に対して適切かつ迅速に処理する。

# 資料編



# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号  
目次  
前文  
第一章 総則（第一条・第二条）  
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）  
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）  
第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）  
第四章 保護命令（第十条 第二十二条）  
第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）  
第六章 罰則（第二十九条・第三十条）  
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則 (定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚

したと同様の事情に入ることを含むものとする。  
(国及び地方公共団体の責務)  
第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
(基本方針)  
第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)  
第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市

町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章に

おいて同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、

福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの

行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の

住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人

法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当

該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命

令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関

し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働

大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（概要）

平成 20 年 1 月 11 日  
内閣府、国家公安委員会、  
法務省、厚生労働省告示第 1 号

## 第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

### 1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

### 2 我が国の現状

平成 13 年 4 月、法が制定され、平成 16 年 5 月には、法改正が行われ、平成 16 年 12 月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成 19 年 7 月に法改正が行われ、平成 20 年 1 月 11 日に施行された。

### 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

#### (1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

#### (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

## 第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

### 1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

### 2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

### 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

#### (1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

#### (2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

### 4 被害者からの相談等

#### (1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

#### (2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

#### (3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

### 5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

#### (1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

#### (2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

### (3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

## 6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

### (1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

### (2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

### (3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

### (4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

## 7 被害者の自立の支援

### (1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

### (2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関

し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うことが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

### (3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

### (4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

### (5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

### (6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

### (7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

### (8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求

- めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。
- (9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組  
離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。
- 8 保護命令制度の利用等
- (1) 保護命令制度の利用  
被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。
- (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応
- ア 警察  
速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。
- イ 配偶者暴力相談支援センター  
速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。
- 9 関係機関の連携協力等
- (1) 連携協力の方法  
被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。
- (2) 関係機関による協議会等  
関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。
- (3) 関連する地域ネットワークの活用  
関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。
- (4) 広域的な連携  
市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。
- 10 職務関係者による配慮・研修及び啓発
- (1) 職務関係者による配慮  
職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。
- (2) 職務関係者に対する研修及び啓発  
研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。
- 11 苦情の適切かつ迅速な処理  
関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。
- 12 教育啓発
- (1) 啓発の実施方法と留意事項  
啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。
- (2) 若年層への教育啓発  
配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。
- 13 調査研究の推進等
- (1) 調査研究の推進  
国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。
- (2) 人材の育成等  
関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成

及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分に配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

## 尼崎市DV防止ネットワーク会議設置要綱

### (設置)

第1条 夫や恋人等の親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる身体的・精神的・性的・経済的・社会的な暴力、いわゆる、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)について、関係機関や支援団体が相互に連携し、被害者の保護・救済から防止までの総合的かつ効果的な施策を推進するため、尼崎市DV防止ネットワーク会議(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

関係機関や支援団体相互の情報交換と連携について

DVの実態把握と具体的な事例研究について

当面のDV対策について

DVに関する中長期的な課題の調査検討について

その他必要な事項について

### (組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、尼崎市市民協働局協働・男女参画課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって充てる。

### (会議)

第4条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (実務者会議)

第5条 会議に、第2条に掲げる事項について調査研究するため、実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議は、座長が指名する者をもって組織し、その運営に関することは、座長が定める。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、尼崎市市民協働局協働・男女参画課において行う。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 付 則

この要綱は、平成15年1月23日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成18年1月12日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成19年2月5日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(別 表)

関係機関等の名称
兵庫県立女性家庭センター
尼崎南警察署生活安全課
尼崎北警察署生活安全課
尼崎東警察署生活安全課
神戸地方法務局尼崎支局
兵庫県西宮こども家庭センター
尼崎人権擁護委員協議会
尼崎市健康福祉局福祉事務所生活支援相談課
尼崎市こども青少年局こども家庭支援課
尼崎市立女性・勤労婦人センター
特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸
W・Sひょうご
ほっとの会

## 尼崎市男女共同参画審議会規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、尼崎市男女共同参画社会づくり条例(平成17年尼崎市条例第59号。以下「条例」という。)第24条第7項の規定に基づき、尼崎市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第3条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第2条第3項、第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第6条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民協働局において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第3条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 計画の策定経緯

平成 22 年度

開催日	会議名	議 題
10月19日(火)	第1回DV防止ネットワーク会議 (実務者会議)	・計画の策定について ・他都市の状況について ・施策体系案及び関係課調査について
12月17日(金)	第2回DV防止ネットワーク会議 (実務者会議)	・計画策定に向けた調査回答について ・現状における主な課題整理 ・計画骨子の構成等
1月28日(金)	第1回DV防止ネットワーク会議	・計画の策定について ・施策体系案について
2月21日(月)	第3回DV防止ネットワーク会議 (実務者会議)	・主要課題と重点施策(案)について

平成 23 年度

開催日	会議名	議 題
4月18日(月)	第1回男女共同参画審議会	・計画骨子案について
5月18日(水)	第1回男女共同参画審議会(部会)	・計画骨子案について
5月30日(月)	第1回DV防止ネットワーク会議	・計画骨子案について
8月25日(木)	第1回DV防止ネットワーク会議 (実務者会議)	・計画案(たたき台)の検討
9月28日(水)	第2回DV防止ネットワーク会議 (実務者会議)	・計画案(たたき台)の検討
10月24日(月)	第3回男女共同参画審議会	・計画素案(案)について
11月8日(火)	第2回DV防止ネットワーク会議	・計画素案について

### 市民意見公募手続(パブリックコメント)

募集期間 平成24年1月5日(木)～1月25日(水)

市民意見数 44件(12人)

尼崎市市民協働局協働・男女参画課

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

TEL : 06 - 6489 - 6153 FAX : 06 - 6489 - 6661

E-mail : ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp